

特許庁の情報普及施策



Trilateral Round Table
November 5, 2008

Japan Patent Office

第19回工業所有権審議会情報部会(1997年6月)

現在の特許情報普及施策の基本

1. インターネットを通じた産業財産権情報の積極的提供

特許庁が産業財産権情報をインターネットを利用して無料で提供
研究開発の活性化、海外諸国への情報発信等

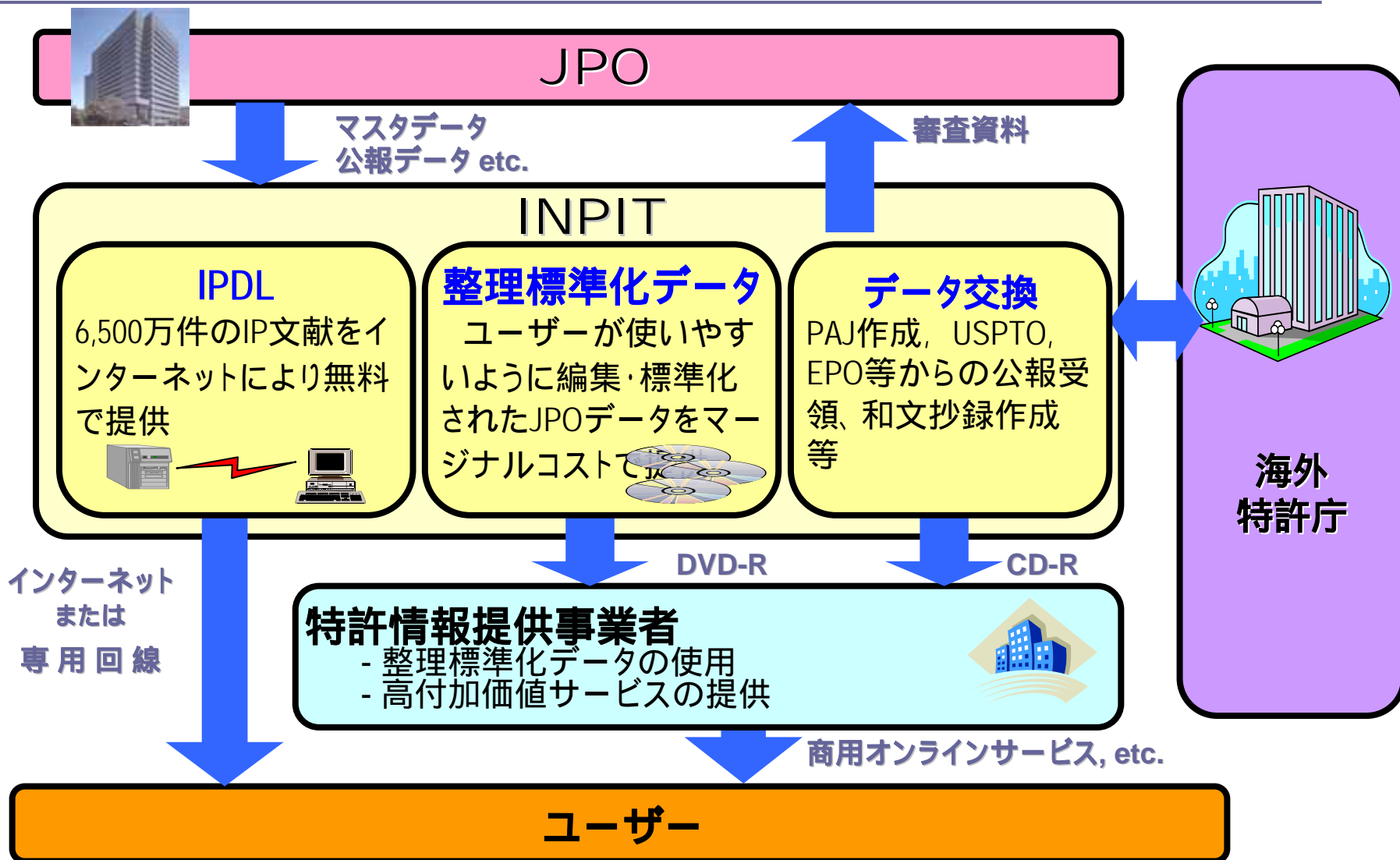
2. 産業財産権情報の提供条件見直し

特許庁が保有するデータベースを一括してマージナルコストで提供
低廉な価格でのデータ(整理・標準化データ)提供により民間情報サービス事業者
による多様なサービスが展開

3. 海外諸国との協力の一層の促進

特許公開公報の英文抄録の提供
海外特許庁の審査および日本人出願人の海外における特許保護

特許情報普及活動の概要

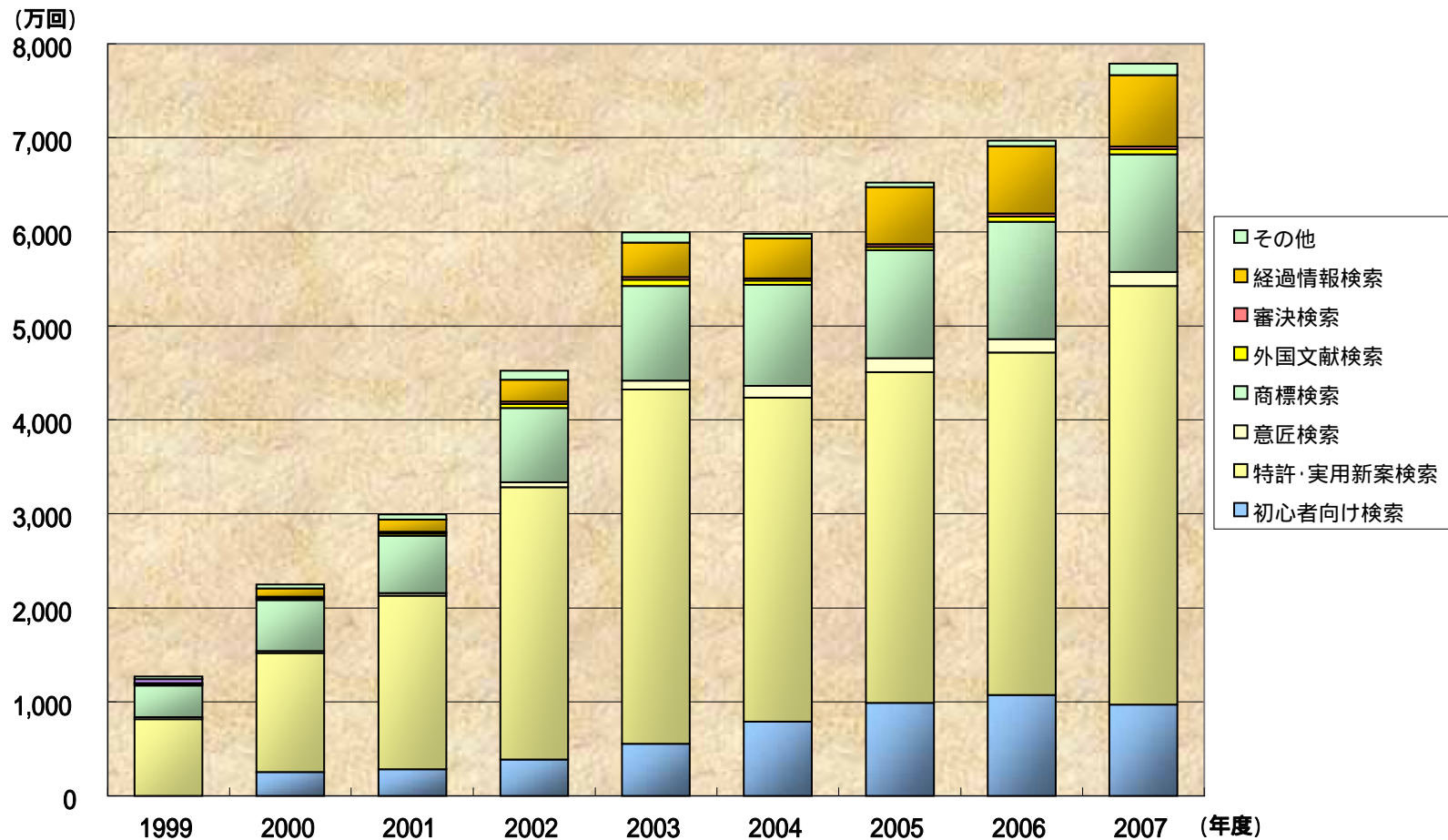


研究者や出願者等が先行技術情報を迅速に検索することができるよう、特許電子図書館(IPDL)の機能を強化。

最近の機能強化:

- 1. 経過情報検索への侵害訴訟情報、分割出願情報追加(2005)
- 2. 公報と審査経過情報との相互リンク(2006)
- 3. IPCとFI・Fターム検索統合(2006)
- 4. 審査書類照会サービス(2006)
- 5. 全文テキスト検索(2008)

【特許電子図書館年度検索回数の推移】



出典: 独立行政法人 工業所有権情報・研修館(INPIT)作成

特許庁業務最適化計画

特許情報提供の将来像を提示

インターネット公報の推進

商標・特許にインターネット公報を導入(実用新案・意匠導入済)

データ提供のリアルタイム化

公報の早期発行、IPDLの早期更新

包袋情報の無料提供の推進

包袋情報を公衆に無料提供

検索機能の提供の拡大

審査官と同様のサーチツール機能の提供

快適なレスポンスの維持

通常のユーザーが快適に使用できる環境を維持

Thank You !